

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(平成24年7月20日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年7月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	4号機	管理区域内からの物品搬出確認測定時に、測定項目のうち、社内で定める項目の一部が実施されていない状態で物品が搬出されたことを確認した。なお、「表面汚染密度」「線量当量率」は基準値内であり影響はない。	G III 以下

3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	タービン補助継電器盤に漏電を確認した。当該継電器盤を点検・修理。	
2	4号機	タービン補機冷却海水ポンプ(C)の点検時、羽根車、回転軸、キーの浸透探傷試験にて指示模様を確認した。当該事象の影響を評価。	
-	その他	環境管理棟化学分析室用排気ファンの点検時、Vベルトにひびを確認した。当該ベルトを修理。 平成24年11月30日審議によりグレード変更 G III→その他	